

日本アプライドスポーツ科学会役員選出規程

令和3年1月23日制定

(目的)

第1条 会則第4章に示す役員を選任を円滑に遂行するために本規程を定める。

(理事会の構成)

第2条 理事会は「理事候補者推薦委員会」が正会員の中から推薦する10名以内と、次期理事長が正会員の中から推薦する若干名で構成する。推薦は男女比率も考慮して選出する。

(理事候補者推薦委員会)

第3条 理事候補者を推薦するために「理事候補者推薦委員会」(以下「推薦委員会」という)を設ける。

第4条 推薦委員会は、現任会長並びに理事長、常務理事の6名で構成する。

第5条 推薦委員会の委員長は会長、幹事は理事長とし、役員選出に関わる総会の4ヵ月前までに委員会を開催するとともに、必要に応じて推薦委員会を開催する。

第6条 推薦委員会は、理事候補者10名の各候補者を推薦する。

(理事長の選任)

第7条 理事長は、会則第10条(4)に基づき、理事候補者の互選により選出する。

(理事長における理事の選任)

第8条 会則第10条(2)に基づき、理事長候補者が正会員の中から理事候補者若干名を推薦する。

(副理事長の選任)

第9条 副理事長は、会則第10条(5)に基づき、理事長候補者が理事候補者の中から推薦する。

(会長、副会長の選任)

第10条 会長、副会長は、会則第10条(1)に基づき、理事会の推挙により選出する。

第11条 会長、副会長が理事候補者より選出された場合は、推薦委員会が理事候補者を推薦して補う。

(常務理事の選任)

第12条 常務理事は、会則第10条(3)に基づき、理事候補者の互選により選出する。

(事務局長の選任)

第13条 事務局長は、会則第10条(6)に基づき、理事長候補者が正会員の中から推薦する。

(監事の選任)

第14条 監事は、会則第10条(7)に基づき、理事会が正会員の中から推薦する。

(幹事の選任)

第15条 幹事は、会則第10条(8)に基づき、理事長候補者が正会員の中から委嘱する。

(役員を選定)

第16条 すべての役員を選定は、会則第10条に基づき、総会において審議決定する。

付則 本規程は、令和3年4月1日から施行する。